

令和 2 年 8 月  
自 動 車 局

# 道路運送車両法関係手数料令等の一部改正及び 自動車の特定改造等の許可に関する省令等の制定について － 自動車の特定改造等の許可に関する制度整備－

## 1. 改正の背景

令和元年 5 月 24 日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）において、自動運行装置等に組み込まれたプログラム等の改変による改造を、電気通信回線を使用する方法によりする行為等（以下「特定改造等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされた。

当該許可に関する改正法の規定の施行期日は、公布の日から起算して 1 年半を超えない範囲内とされているところ、その施行に向けて、改正法において委任されることとされた許可の手数料、手続、要件をはじめ、自動車の特定改造等の許可（以下「許可」という。）に関する制度整備のために必要な規定を定める必要がある。

これらを踏まえ、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）等の関係省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の関係告示について所要の改正を行うほか、自動車の特定改造等の許可に関する省令（仮称）等を新たに制定することとする。

## 2. 改正の概要

### （1）道路運送車両法関係手数料令の一部改正

許可を受けるに際して国及び独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める（改正法による改正後の道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 102 条第 4 項関係）。

### （2）自動車の特定改造等の許可に関する省令等の制定

#### ① 許可の申請手続及び許可対象行為（法第 99 条の 3 第 1 項関係）

許可に関する申請手続を定めるほか、次のいずれかに該当する行為を許可の対象とする。

- 自動運行装置その他の装置に組み込まれたプログラム等の改変による改造であって、法第 41 条第 1 項各号に掲げる装置に係る性能の変更（軽微な変更を除く。）を行うものを、電気通信回線を使用する方法によりする行為（法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号関係）
- 当該改造をさせる目的をもって、電気通信回線を使用する方法及び電磁的記録媒体を配布する方法により自動車の使用者その他の者に対し、当該改造のためのプログラム等を提供する行為（法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号関係）

## ②許可の要件（法第99条の3第3項関係）

許可の要件を以下のとおり定める。

- 法第99条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の許可を申請する者（以下「1号申請者」という。）が、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、プログラム等の適切な管理及び確実な改変並びにサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムであって、下記（i）及び（ii）に掲げる要件に適合するものを有すること
- 法第99条の3第1項（第2号に係る部分に限る。）の許可を申請する者が、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するための業務管理システムであって、下記（i）に掲げる要件に適合するものを有すること
- 申請者が、プログラム等の改変により改造された自動車に不具合が発生した場合において、その是正への対応を適切に実施するために必要な体制を有すること
- 申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合すること

（i）プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するための業務管理システムの要件

- 業務管理システムは以下のプロセスを有すること。
  - ・ プログラム等の改変による改造の対象となる車両を特定するためのプロセス
  - ・ プログラム等及びハードウェアの構成の互換性を検証するためのプロセス
  - ・ プログラム等の改変による改造が他のシステムに及ぼす影響を評価及び記録するためのプロセス
  - ・ プログラム等の改変による改造に関する情報を使用者等に通知するためのプロセス
  - ・ 上記検証及び評価の結果、プログラム等の改変による改造の内容、当該改造の実施状況等の当該改造に関する情報を記録し、保管するためのプロセス
  - ・ プログラム等の改変による改造の開始前において、改竄を合理的に防止するために当該改造が保護されることを確保するためのプロセス
  - ・ プログラム等の改変による改造が運転中に行われる場合において、当該改造が車両の安全性に影響を及ぼさないことを評価するためのプロセス（1号申請者に限る。）

（ii）サイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件

- 業務管理システムは、開発・生産・生産後の各段階が考慮されたものであること。
- 業務管理システムにおいて使用される以下のプロセスにより、サイバーセキュリティが十分に考慮されることが確保されていること。
  - ・ サイバーセキュリティを管理するためのプロセス
  - ・ 車両に対するリスクを特定するためのプロセス
  - ・ 特定されたリスクを評価、分類及び処理するためのプロセス
  - ・ 特定されたリスクが適切に管理されていることを検証するためのプロセス
  - ・ 車両のシステムのサイバーセキュリティをテストするためのプロセス
  - ・ リスクアセスメントが最新に保たれていることを確保するためのプロセス
  - ・ 車両へのサイバー攻撃、サイバーセキュリティに対する脅威及び脆弱性の監視、検出及び対応のためのプロセス並びに実施されたサイバーセキュリティを確保するための

対策が依然として有効であるかどうかを評価するためのプロセス

③許可を受けた者の遵守事項（法第99条の3第5項関係）

許可を受けた者は、以下の事項を遵守しなければならないこととする。

- 許可の申請書及びその添付書面に所定の変更事項が生じたときは、その旨を国土交通大臣に届け出ること。
- プログラム等の改変による改造の実施状況等、当該改造に関する所定の情報を記録するとともに、許可を受けた者の施設において当該情報を保管すること。
- サイバーセキュリティに対する脅威及び脆弱性の監視、検出及び対応等の許可に係るプログラム等の改変による改造の対象車両のサイバーセキュリティを確保するための措置を講じること（1号申請者に限る。）。
- 許可に係るプログラム等の改変による改造の目的、内容及び所要時間、新しい機能の使用方法等の当該改造に関する情報を使用者等に提供すること。

④ その他

①から③のほか、機構が行った許可に関する技術的な審査の結果の国土交通大臣への通知事項、経過措置等の、法第99条の3の規定の実施のために必要な規定を定める。

※ 上記②及び③のうち、技術的な細目事項については、新たに制定する自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示に規定。

**(3) その他関係省令等の一部改正**

改正法の一部の施行等に伴い、道路運送車両法施行規則、道路運送車両法関係手数料規則等の関係省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の関係告示について、所要の改正を行う。

**3. スケジュール**

公 布：令和2年8月5日（本日）

施 行：改正法（第3条関係）の施行の日（令和2年11月23日）